

あぐり情報

農業振興課
老川 京佑



安心・安全な農産物の生産

1. GAPの取組み

GAPとは (Good Agricultural Practice) の略で、農業生産工程管理と訳されています。

簡単に言えば、「適正な(良い)農業の実践」です。

GAPの取組みは特別なことではなく、すでに生産者の皆さんが実践していることです。しかし、これまでの農業生産活動では経験や勘に頼り、客観的に確認できない(見えない)部分が多いため、万が一事故が発生した場合には対応に時間を要することもあります。より良い農業を実践するためには、生産工程に応じた危害防止のため

の点検を行い、対策をルール化し、必要な場合は文書に残すことが大切です。

●GAPの目的・意義

Q 農業をやっていてこんな経験はありませんでしたか？

・農作業中に事故が起こりそうになった

・使いたいときに道具、肥料、農薬が見つからない

・使用期限が切れてしまった農薬がある

・不適切な燃料保管により火災が起きそうになった

・異物混入のクレームがきた

・農業機械が動かなかった

・農薬をいつ散布したか忘れてしまった。

以上のようなことが起きてしまうと将来的に大変なことになる可能性があります。

農場にとってマイナスにつながることを起こらないように農場運営を改善することがGAPの取組みです。

ちばGAP(農産物個別基準)

評価・認証対象区分	取組事項	具体的な取組内容
野菜	39	125
果樹	40	125
米	35	100
その他の作物(食用)	36	108

2. ちばGAPについて

・ちばGAP制度とは

農業者の「ちばGAP」の取組みを千葉県が確認・評価する制度です。つまり、農業者がGAPを適正に行うことを支援し農業者の取組み結果を、千葉県が確認し評価・認証する仕組みです。制度としては、食品安全、環境保全、労働安全の確保のほか、経営改善の手段、国際水準のGAPへの足掛かり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への農産物供給への対応などのために作られました。

取組み方としては、野菜や米など、作物ごとに決められた「取組み項目」に取組み、自己点検(セルフチェック)を行います。また、取組みが不十分な項目を確認し、改善していきます。セルフチェックで、不十分な項目がなくなったから、県の確認を受けることができます。取組み項目は、農薬や燃料の適正保管や農作物の衛生的な取扱い、農作業の安全対策など、農業経営での「リスク」(危険性)を減らしていきます。

ちばGAPの位置づけ

種類	食品安全	環境保全	労働安全	人権保護・その他
区分				
GLOBAL G.A.P ASIA GAP	→			
ちばGAP	→			オプション →
国のガイドライン	→			
内容(例)	<ul style="list-style-type: none"> 農業安全使用 衛生管理 異物混入防止 	<ul style="list-style-type: none"> 農業散布の周辺への影響回避 適正な施肥 	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境改善による事故防止 機械棟の安全管理 	<ul style="list-style-type: none"> 強制労働の禁止 使用者と労働者の対話 商品回収テスト 水使用量の把握と節水努力

●ちばGAPのメリット
①東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の農産物調達基準への対応ができます。
農産物供給の要件として、国際水準のGAPなどのほか、都道府県のGAP(ちばGAP)の認証を受けることで、農産物供給への第一歩になります。
②評価・認証費用が無料です。
民間GAPでは、認証費用が掛かりますが、ちばGAPは県が確認・評価を行うため無料です。
ちばGAPの認証期間は平成30年2月1日より運用を開始し、東京オリンピック・パラリンピック終了時(平成32年度)に見直しを検討する予定です。認証の有効期間は1年で、審査結果及び評価結果で全項目適合した農業者は、県のホームページで紹介されます。また、「ちばGAP」ロ

ゴマークを使用することが出来るようになります。

J Aとうかつ中央では「ちばGAP」の取得認証のための支援をしていきたいと考えていますので、興味のある方は、松戸経済センター、流山経済センターにご相談をお願いいたします。

3. 生産履歴管理システムでの管理の徹底について

農産物の出荷販売には、食の安全・安心な農産物の取組みが重要な課題となっています。特に、無登録農薬の使用や残留基準値超過については、収穫前の廃棄や出荷物の回収、賠償問題など経済的損失を免れない事態になる可能性があります。非常に高くなってきています。近年、消費者の安全・安心志向の高まりから、そのような事故を起こした場合は風評被害や信用の失墜など産地として深刻なダメージを受けてしまいます。1人の生産者の事故が産地全体の死活問題になってしまう可能性があり、場合によっては新聞等で公表されること

「生産履歴の記帳・確認」

J Aとうかつ中央では、平成28年より農薬の適正使用を事前に判定し、生産履歴情報として自動記帳する「農業ナビゲーションシステム」を8事業所(松戸南・五香六実・六和・鎌ヶ谷・小金・新川の6支店及び松戸経済センター・流山経済センター)に導入しました。このシステムは、出荷前に農薬の使用を未然に防止し、効率的な履歴記帳をすることができま

